

# TMI Associates Newsletter

AUTUMN 2013  
**Vol.16**

TMI 総合法律事務所

## CONTENTS

- P.1 平成25年インサイダー取引規制の見直し  
(1) 情報伝達・取引推奨規制の導入
- P.2 ASEAN各国の職務発明(考案・創作)制度
- P.4 インドネシア最新法務  
— 2013年第5号投資調整庁長官規則について—
- P.6 ベトナムの民事保全・民事執行・担保実行

## 平成25年インサイダー取引規制の見直し (1) 情報伝達・取引推奨規制の導入

— 弁護士 滝 琢磨

### 第1 はじめに

平成25年4月16日、情報伝達規制やREITインサイダー取引規制の導入をはじめとするインサイダー取引規制の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第183回国会に提出された。その後、国会における審議を経て、同年6月12日に成立、同年6月19日に公布された。本稿では、今般の改正のうち、インサイダー取引規制の見直しに係る部分の経緯及び概要について、2回にわたり解説を行うこととしたい。なお、本稿のうち意見に関わる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者が現在所属し又は過去に所属した組織の見解ではない点にご留意を頂きたい。

### 第2 情報伝達・取引推奨規制

#### 1 経緯

最近のインサイダー取引事案では、会社関係者等から情報伝達を受けた者による違反行為が増加しており、また、上場会社の公募増資に際し、引受け主幹事証券会社の営業職員による情報伝達に基づいた違反行為も行われている。

こうした状況を受け、平成24年7月4日、金融担当大臣から金融審議会に対し、情報伝達行為への対応等を含むインサイダー取引規制の見直しを検討するよう諮問が行われた。そして、同年12月に至るまで金融審議会においてインサイダー取引規制に関するワーキング・グループが7回にわたって開催され、その中で、情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入等を内容とした報告書がまとめられた。

#### 2 規制の概要

こうした報告書を受けて導入された今般の情報伝達・取引推奨規制の概要は、次のとおりである。すなわち、改正金商法は、①職務等に関して未公表の重要事実を知った会社関係者が、②公表前の取引により利益を得させる等の目的で、③他人に対し、重要事実を伝達し、又は取引推奨をする行為を規制することとし、④ただし、刑事罰・課徴金の対象となるのは当該他人が取引を行った場合に限ることとしている。以下、これらの各要件に関するポイントを挙げる。

(1) 主体に関する要件のポイント(上記①)

ア 今般の情報伝達・取引推奨規制の対象者とされた「会社関係者」の範囲は、現行のインサイダー取引規制における会社関係者と同様であり、上場会社等の役員等や契約締結・交渉者などのほか、上場会社等の親会社・子会社の役員等や契約締結・交渉者などを含む広い概念である。また、「会社関係者」でなくなった後も1年間は規制対象となる点は留意が必要となる。

イ 一方、未公表の重要事実を知った会社関係者であれば直ちに規制対象となるわけではなく、「職務に関し」知った上場会社等の役員等や、「契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し」知った契約締結・交渉者などに限られる。

ウ 現行のインサイダー取引規制が第二次情報受領者による取引を規制対象としていないことを踏まえ、今般の情報伝達・取引推奨規制の対象者には第一次情報受領者は含まれない。

(2) 主観的要件のポイント(上記②)

ア 適法な情報伝達・取引推奨と違法な情報伝達・取引推奨を線引きするための重要な要件である。正常な業務活動において行われる情報伝達や取引推奨行為は、通常、この主観的要件を満たさないこととなると考えられる。

イ 一方、主観的要件は行為者の内心を問題とするため、当局側の立証活動においては、これまで以上に行為者の供述証拠に重点が置かれることが予想される。実務上は、取調べに対する一般的な注意点に留意することのほか、正常な業務活動の中で行われた情報伝達・取引推奨行為が違反行為であると疑われることのないよう、不正な目的の不存在を推認させる間接事実を積み上げておくことが期待される。

(3) 情報伝達の行為態様に関する要件のポイント(上記③)

ア 「他人に対し未公表の重要事実を伝達する行為」が規制対象となるが、この「他人」には限定がない。このため、例えば、社内の同僚や上司、親会社、取引先、配偶者、友人等も「他人」に該当することとなる。

イ 「伝達」の方法についても限定がない。このため、例えば、口頭で伝える行為だけでなく、電子メールや紙媒体で伝える行

為や、身振り素振りで伝える行為なども広く該当する可能性がある。もっとも、結果として伝わったとしても、伝達する意思が認められない場合には、「伝達」に該当しないことが多いと考えられる。

#### (4) 取引推奨の行為態様に関する要件のポイント(上記③)

ア 「取引するよう勧める行為」が規制対象となるが、重要事実の公表後に取引することを勧めたとしても証券市場に対する投資家の信頼は通常害されないため、「公表前に取引するよう勧める行為」のみを規制対象としているものと解される。

イ 取引推奨行為は、重要事実を伝達しない場合であっても該当する。重要事実は伝達しないが特定の銘柄が確実に値上がり又は値下がりすることを知って取引するよう勧めるような、情報伝達規制の潜脱行為を防ぐ趣旨があると考えられる。

ウ 取引推奨を受けた被推奨者は、重要事実の伝達を受けていない限り、基本的には規制対象外となるが、被推奨者の行為態様等によっては取引推奨規制違反の共犯が成立し得る点に留意が必要となる。

#### (5) 取引要件のポイント(上記④)

ア 取引要件は刑事罰・課徴金の対象とするための要件とされている。このため、取引要件を満たさなければサンクションの対象とはならないが、①から③までの要件を満たした段階で法令違反として評価される可能性がある点に留意が必要となる。

イ 情報伝達又は取引推奨を受けた者が取引をした場合であっても、情報伝達又は取引推奨されたことが投資判断の要素となっていないときは取引要件を満たさないと考えられている。

ウ 情報伝達又は取引推奨を受けた者が行った取引が適用除外要件に該当するものである場合には、取引要件を満たさないこととされている。このため、例えば、いわゆるクロクロ取引を行うために情報伝達を行い、その相手との間でクロクロ取引を行った場合であっても、明文上、取引要件を満たさないこととされている。

### ③ サンクションの概要

#### (1) 刑事罰又は課徴金

違法な情報伝達又は取引推奨行為が行われ、かつ前記の取引要件を満たした場合には、違反行為者は、刑事罰や課徴金の対象となる可能性がある。

刑事罰は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科(法人重課については5億円以下の罰金)とされている。インサイダー取引規制違反と同じ法定刑である。

課徴金は、従来、違反行為によって得られる経済的利得相当額を基準として金額が定められてきており、今回も同様の基準で課徴金に関する規律が定められている。すなわち、①証券会社等が仲介業務に関して違反行為を行った場合には、情報伝達・取引推奨の相手方からの仲介手数料3か月分、②証券会社等が募集等

売りさばき業務に関して違反行為を行った場合には、情報伝達・取引推奨の相手方からの仲介手数料3か月分に引受手数料の2分の1を加えた額、③これら以外の場合には情報伝達・取引推奨の相手方が得た利得の2分の1、がそれぞれ課徴金の額とされている。

#### (2) 法人の従業員等が違反行為を行った場合

法人の従業員等が違反行為を行った場合には、刑事罰に関しては、原則として従業員等のみが対象となり、例外的に、法人の従業員等が法人の業務又は財産に関して違反行為をした場合には、従業員等に加えて法人についても両罰規定の対象となる。一方、課徴金に関しては、法人の従業員等が法人の業務として違反行為を行った場合には法人のみがその対象となり、それ以外の場合には従業員等のみがその対象となるものと考えられている。

### 第3 法令違反行為を行った者の氏名等の公表

今回のインサイダー取引規制の見直しにおいては、不正取引に係る違反行為に対するサンクションとして氏名等の公表が追加されている点に留意する必要がある。改正金商法上は、法令違反行為を行った者の氏名等を一般に公表できる旨の規定が新設されたのみであり、具体的な運用がどのようになるかは現時点で必ずしも明らかではないが、インサイダー取引規制に関するワーキング・グループの報告書においては、繰り返し違反行為を行う可能性が高い者の氏名を公表することが想定されている。具体的には、①業務に関して不正な情報伝達等を行った証券会社等の役職員(補助的な役割を担った者を除く。)や、②取引上の立場を利用して未公表の重要事実を要求し、インサイダー取引を行った機関投資家等の運用担当者、③不正取引を反復して行った者などが想定されている。

(次号へ続く)

- (1) インサイダー取引規制の見直し部分については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされている。
- (2) 公開買付者等関係者が未公表の公開買付け等事実を知りながら情報伝達し、又は取引推奨する行為に関しても、会社関係者の場合と同じような規制が盛り込まれている。
- (3) 公開買付者等関係者による情報伝達・取引推奨行為に関しては、6ヶ月とされている。

弁護士  
**滝 琢磨**  
(1979年生)

Takuma Taki  
直通 / 03-6438-5445  
MAIL / ttaki@tmi.gr.jp



#### 【主な取扱分野】

金融取引  
証券化/プロジェクトファイナンス  
企業合併・買収(M&A)

#### 【登録、所属】

第二東京弁護士会登録(2007年)

## ASEAN各国の職務発明(考案・創作)制度

—— 弁理士 鎌田 徹

### 第1 はじめに

2013年6月に、職務発明の法人帰属化を盛り込んだ「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定され、これを受けて特許庁は2013年7月から「職務発明制度に関する調査研究委員会」を開催しております。我が国の職務発明制度は、これら一連の動きに応じて大きく変わることが想定される一方で、今後は研究開発拠点をASEAN諸国等に移す場合も増えると考えられ、ASEAN各国における職務発明制度を、特に報酬や対価の支払いといった観点から検証することは有意義であると思われます。そこで、本稿においては、ASEAN各国における職務発明制度について概説いたします。

### 第2 ブルネイ

#### ■ 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に帰属します(ブルネイ特許法第19条)。職務発明制度は、ブルネイ特許法第50条に規定されており、所定の要件を満たすことを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。また、発明報奨制度については規定がありません。

#### ■ 考案・小発明

ブルネイには考案(小発明)を保護する規定が存在しません。

#### ■ 意匠の創作

意匠の創作をなした場合、意匠登録を受ける権利は創作者に帰属します(ブルネイ意匠法第8条)。職務創作制度については、規定がありません。

### 第3 カンボジア

#### 1 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に帰属します(カンボジア特許法第10条)。職務発明制度は、カンボジア特許法第14条に規定されており、雇用契約履行中の発明であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。また、発明報奨制度については規定がありません。

#### 2 考案・小発明

考案(小発明)は実用新案として保護されます。実用新案証を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

#### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合の規定は、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

### 第4 インドネシア

#### 1 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に属します(インドネシア特許法第10条)。職務発明制度は、インドネシア特許法第12条に規定されており、雇用契約履行中の発明であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。発明報奨制度は、インドネシア特許法第12条に規定されており、「当該発明から得ることができる経済的利益を考慮して、相当な対価を受ける権利を有する」とされております。「相当の対価」の額は関係当事者によって定められるものとされ、合意が得られない場合は商務裁判所が判決を与えるものとされております。

#### 2 考案・小発明

考案(小発明)は、小特許として保護されます。小特許を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

#### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合、意匠権を受ける権利は原始的には発明者に属します(インドネシア意匠法第6条)。職務創作制度は、インドネシア意匠法第7条に規定されており、職務中の創作等であることを条件として、意匠権を受ける権利は使用者に帰属します。創作報奨制度については、規定がありません。

### 第5 ラオス

#### 1 発明

発明をなした場合の特許を受ける権利については、明文の規定がありません。職務発明制度は、ラオス知的財産法第44条に規定されており、雇用中の発明であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。発明報奨制度については、規定がありません。

#### 2 考案・小発明

考案(小発明)は、小特許として保護されます。小特許を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

#### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合の規定は、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

### 第6 マレーシア

#### 1 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に属します(マレーシア特許法第18条)。職務発明制度は、マレーシア特許法第20条に規定されており、雇用契約履行中の発明であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。発明報奨制度

は、マレーシア特許法第20条に規定されており、「雇用契約に発明をなすことが含まれていれば、その雇用契約が締結されたときに当事者が合理的に予想する範囲をはるかに超える経済的価値を獲得した場合は、発明者は公正な報酬を受ける権利を有する」とされております。また、「雇用契約に発明をなすことが含まれていない場合には、発明をなした時点で公正な報酬を受ける権利を有する」ともされております。公正な報酬について合意が得られない場合は、裁判所がそれに対する判決を与えるものとされております。

#### 2 考案・小発明

考案(小発明)は、実用新案として保護されます。実用新案登録を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

#### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合、意匠権を受ける権利は原始的には発明者に属します(マレーシア意匠法第10, 11条)。職務創作制度は、マレーシア意匠法第10条に規定されており、職務中の創作等であることを条件として、意匠権を受ける権利は使用者に帰属します。創作報奨制度については、規定がありません。

### 第7 ミャンマー

特許法・意匠法が未施行のため、職務発明・職務創作に関する規定も運用されてございません。

### 第8 フィリピン

#### 1 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に帰属します(フィリピン知財法第28条)。職務発明制度は、フィリピン知財法第30条に規定されており、職務中の発明(ただし、発明行為が正規の職務の範囲内であることが必要)であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。また、発明報奨制度については規定がありません。

#### 2 考案・小発明

考案(小発明)は、実用新案として保護されます。実用新案登録を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

#### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合、意匠権として保護されます(フィリピン知財法第112条から120条)。意匠登録を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

### 第9 シンガポール

#### 1 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に帰属します(シンガポール特許法第19条)。職務発明制度は、シンガポール特許法第49条に規定されており、職務中の発明であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。また、発明報奨制度については規定がありません。

#### 2 考案・小発明

シンガポールには考案(小発明)を保護する規定が存在しません。

#### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合、意匠登録を受ける権利は原始的には創作者に帰属します(シンガポール意匠法第4条)。職務創作制度は、シンガポール意匠法第4条に規定されており、職務中の創作であることを条件として、意匠登録を受ける権利は使用者に帰属します。また、創作報奨制度については規定がありません。

## 第10 タイ

### 1 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に属します(タイ特許法第10条)。職務発明制度は、タイ特許法第11条に規定されており、雇用契約履行中の発明であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。発明報奨制度は、タイ特許法第12条に規定されており、「従業者の賃金、発明の重要性、発明から派生したか又は派生が見込まれる利益及び省令に規定する他の状況を斟酌して従業者に適当と思われる報酬額」とされており、報酬の請求については、「省令の規則及び省令に定める手続に従い特許庁長官に提出する」とされており。

### 2 考案・小発明

考案(小発明)は、小特許として保護されます。小特許を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合、意匠権として保護されます(タイ特許法第56条から65条)。意匠登録を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

## 第11 ベトナム

### 1 発明

発明をなした場合、特許を受ける権利は原始的には発明者に帰属します(ベトナム知財法第86条)。職務発明制度は、ベトナム知財法第86条に規定されており、提供された資金及び施設を用いた発明であることを条件として、特許を受ける権利は使用者に帰属します。また、発明報奨制度については規定がありません。

### 2 考案・小発明

考案(小発明)は、実用新案として保護されます。実用新案登録を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

### 3 意匠の創作

意匠の創作をなした場合、意匠権として保護されます(ベトナム知財法第63条から67条)。意匠登録を受ける権利については、特許の規定を準用しておりますので、発明をなした場合と同様の取り扱いとなります。

## 第12 まとめ

各国の取り扱いをまとめると次の表のようになります。

	発明・考案・創作に伴う権利の帰属(原則)	職務発明・創作制度の有無	発明・考案・創作に伴う権利の帰属(職務)	発明・創作報奨制度の有無
1. プルネイ	発明者	○(特許のみ)	使用者	×
2. カンボジア	発明者	○	使用者	×
3. インドネシア	発明者	○	使用者	○(特許のみ)
4. ラオス	規定無し	○	使用者	×
5. マレーシア	発明者	○	使用者	○(特許のみ)
6. ミャンマー	—	—	—	—
7. フィリピン	発明者	○	使用者	×
8. シンガポール	発明者	○	使用者	×
9. タイ	発明者	○	使用者	○
10. ベトナム	発明者	○	使用者	×



弁理士  
**鎌田 徹**  
(1966年生)  
Toru Kamata  
直通 / 03-6438-5459  
MAIL / tkamata@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】  
機械工学

【登録、所属】  
日本弁理士会(2005年)

以上

## インドネシア最新法務

### — 2013年第5号投資調整庁長官規則について —

— 弁護士 梅田 宏康  
— 弁護士 齋藤 英輔

#### 第1 はじめに

今春、インドネシアの投資調整庁は、「投資許認可及び非許認可に係る指針及び手続に関する投資調整庁長官規則 2013年第5号」(以下「2013年規則」という。)を新たに制定した。同規則は、2013年5月27日よりすでに施行されている。2013年規則は、外国資本による投資に関し、法令上は従前明確でなかった種々の事項につき新たな規定を置いており、インドネシアへの進出を検討している日本企業及びインドネシアにすでに進出している日本企業の今後の活動に影響を及ぼす可能性がある。そこで、本稿では、2013年規則において明記された規制の一部を紹介する。なお、本稿のうち意見に関わる部分は筆者らの個人的な見解である点にご留意を頂きたい。

#### 第2 最低投資額

##### (1) 概要

インドネシア投資法上、外国資本がインドネシアにおいて営利目的の事業を営むためには、原則として、インドネシア法上の株式会社の形態によらなければならぬ。外国資本が一部でも入る株式会社は外国投資企業に区分され、外資規制の観点から、インドネシア人又はインドネシア法人(以下、両者を総称して「インドネシア人」という。)に完全に所有される国内投資企業とは異なる取扱いを受ける。この一例として、従前より、法令上の明文規定はないものの、投資調整庁の運用上、外国投資企業に対しては国内投資企業に比べより高額な最低投資額の制限が課されてきた。

この点、2013年規則は、外国投資企業に係る各種の最低投資額につき、以下の金額を明記する(同規則22条3項)。

- ①外国投資企業に係る投資総額(土地及び建物を除く。)の最低額は、100億ルピア<sup>(1)</sup>超又はこれに相当する米ドルとする。
- ②外国投資企業に係る引受資本及び払込資本の最低額は、25億ルピア<sup>(2)</sup>以上又はこれに相当する米ドルとする。
- ③外国投資企業の各株主の出資額の最低額は、1000万ルピア<sup>(3)</sup>以上又はこれに相当する米ドルとする。

上記①、②及び③は、いずれも従前の投資調整庁の運用を明文化したものと考えられる。

2013年規則の制定以前においても、投資調整庁の一般的な運

用上、外国投資企業に係る投資総額の最低額は100億ルピア、引受資本及び払込資本の最低額は25億ルピアとされていたものの、個別の案件によっては異なる制限が課されることもあった。2013年規則の制定において上記の金額が明記されたことに伴い、最低投資額に係る不透明な取扱いは改善されるものと考えられる。

## (2) 株式保有割合の算定方法

2013年規則は、外国投資企業の株主が保有する株式の保有割合は、株式の額面額を基準に算定される旨規定する(同規則22条3項)。2013年規則の制定前においても、投資調整庁は外国投資企業の株主の株式保有割合を株式の額面額を基準に算定しており、議決権割合を基準に算定をしていないと一般的には理解されてきた。したがって、上記の規定も従前の投資調整庁の運用を明文をもって確認した規定であると理解できる。この点、従前より、投資法上のいわゆる「ネガティブリスト」が規定する株式保有割合の制限を回避することを目的として、合弁事業の相手方のインドネシア人に対し無議決権株式を発行するという方法が採られることがあった。2013年規則は、株式保有割合は額面額を基準に算出されることを明記するのみであり、無議決権株式を利用する上記方法の有効性については言及していない。このため、上記方法の有効性は引き続き不透明である点に留意する必要がある。

## 第3 株主の変更に伴う手続

### ■ 国内投資企業から外国投資企業への変更

#### (1) 概要

2013年規則は、外国資本が国内投資企業の株式の全部又は一部を取得する場合には、その国内投資企業は、投資調整庁に対して、外国投資企業としての原則許可を申請・取得する必要がある旨規定する(同規則28条2項)。そして、国内投資企業が、上記原則許可を申請する際には、当該国内投資企業(以下「申請企業」という。)に関する一定の資料及びその他補助資料に加え、申請企業の子会社及び申請企業が株式を保有する会社のリストを添付した上で、上記申請を行うことが必要となる(同条8項)。

#### (2) 子会社株式の譲渡義務

この点につき、上記リストに記載された子会社に対し課される以下の規制に留意する必要がある。2013年規則は、申請企業の子会社は、申請企業が上記原則許可を取得した後1年以内に、申請企業と同様に、外国投資企業の原則許可を申請する必要がある旨規定する(同条9項及び12項)。つまり、外国資本が株式を取得する国内投資企業の子会社も、外国投資企業の原則許可を取得することが求められることとなる。また、同規則は、申請会社の子会社が、外国資本に閉ざされた分野の事業を営んでいる場合には、かかる子会社は外国投資企業としては当該事業を続けられないため、同子会社の全ての株式はインドネシア人に譲渡されなければならない旨規定する(同条10項)。

なお、2013年規則28条10項は、ネガティブリストにおいて外国投資企業に「閉ざされた事業分野」を営んでいる子会社に係る株式の譲渡義務のみを明記しており、同リストにおいて出資比率の上限等に制限が課されているに過ぎない分野の事業を営んでいる子会社に係る株式の譲渡義務については規定していない。もっとも、規制の趣旨等からすると、出資比率の上限等の制限が課されている分野の事業を営んでいる子会社についても、ネガティブリストとの抵触を避けるための措置が要求される可能性があることから、この点についての投資調整庁の今後の運用を注視する必要がある。

### ■ 上場企業における支配株主の変更

#### (1) 概要

上場企業は、非上場企業とは異なり、その「支配株主」の全て又はいずれかが外国資本である場合に、国内投資企業ではなく、外国投資企業に分類される(同規則49条2項)。上場企業の支配株主とは、①発行済株式の過半数を保有する者、又は②直接若しくは間接的に、方法の如何を問わず、上場企

業の経営及び/又は政策の決定能力を有する者を意味する(同条1項)。したがって、外国資本が、上場している国内投資企業の株式の50%超を取得する場合又はその他方法により支配権を取得する場合には、当該上場企業は、投資調整庁に対して外国投資企業としての原則許可を申請・取得する必要がある。

#### (2) 上場企業に対する外資規制の適用の有無

上記の規制に関連して問題となるのが、外国資本が上場企業の株式を取得した場合、当該上場企業は、ネガティブリストに基づく外資規制の適用を受けるのかという点である。この点、投資法の下位規範である大統領令2010年36号4条は、ネガティブリストに基づく外資規制は、「間接投資又は国内の資本市場を通じて行われるポートフォリオ投資」には適用されない旨規定している。しかし、同法の規定する「間接投資・ポートフォリオ投資」の定義が必ずしも明確ではないため、外国資本が株式を保有する上場企業がネガティブリストの適用を一切受けないかについては、従前から明らかではなかった。2013年規則においてもこの点に関する明確な記載はないものの、同規則に関する投資調整庁の説明によると、投資調整庁は、支配権を取得するような上場企業への投資を、直接投資として取り扱う旨の見解を示したとのことである。このため、投資調整庁は、今後、外国資本が支配する上場企業はネガティブリストの適用を受けると解釈する可能性がある。ただし、投資調整庁が、このような解釈に基づきネガティブリストを上場企業に対して厳格に適用するかは不明確であるため、今後の動向が注目される。

## 第4 ダイベストメント義務

2007年に新たに投資法(2007年投資法)が施行される以前においては、従前の投資法(1967年投資法)の規定を受けた政令に基づき、株式の100%を外資が保有する外国投資企業は、その操業開始から15年以内にその株式の一部をインドネシア人に対し譲渡しなければならない旨の義務を負っていた(以下、同義務を「ダイベストメント義務」という)。2007年投資法の施行に伴い1967年投資法は失効したものの、投資調整庁は、2007年投資法の施行前に設立された会社はダイベストメント義務を引き続き負うものとの運用を行っているものと理解されてきた。

この点、2013年規則は、従前の投資調整庁の運用と同様、同規則の施行前に交付された投資承認書又は事業許可にダイベストメント義務が規定されている場合は、ダイベストメント義務は引き続き有効である旨を定める(108条1項)。また、2013年規則は、ダイベストメント義務の履行時期が迫っているにもかかわらず株式の譲受人となるインドネシア人を見つけれない場合、ダイベストメント義務の履行時期につき最大2年間の延長申請が可能である旨規定する(同条2項)。他方、同規則は、ダイベストメント義務に基づきインドネシア人に対し株式の一部を譲渡した場合、株式の一部がインドネシア人に保有される状態は引き続き維持されなければならない旨を規定する(同条5項)。加えて、2013年規則の施行前においては、ダイベストメント義務の対象となる株式の総数や割合は明らかではなかったものの、前述のとおり、2013年規則は外国投資企業の各株主の出資額の最低額を1000万ルピアと明記したことから、ダイベストメント義務に基づきインドネシア人に対し譲渡が義務付けられる株式は、1000万ルピア相当以上の株式であると解される可能性がある。

## 第5 手続の簡素化

2013年規則は、投資手続についていくつかの簡略化を図っている。例えば、2013年規則の制定以前は、会社設立の際に、まずは投資調整庁に対して投資登録を行い、その後原則許可又は事業許可を取得する必要があったが、今回の改正によって投資登録手続は廃止された。

## 第6 罰則規定

2013年規則によれば、申請者が、申請時に虚偽の説明又は情報を提出した場合、投資調整庁は、当該申請者からの追加の申請を1年間禁止することができ、また、申請者には関連法規に基づき刑事罰が課されることとなる(同規則102条)。

## 第7 最後に

2013年規則の制定により、従前は投資調整庁の運用により定まっていた多数の規制が明文化されたことに伴い、従前の不透明な運用の一部は改善されるものと予想される。

他方、2013年規則は解釈上不明確な規定を含むものであり、また、同規則の制定から日も浅いことから、投資調整庁の同規則の運

用方針は明らかではない部分が多い。

したがって、今後、投資調整庁が2013年規則をどのように運用していくのか引き続き注視していく必要がある。

以上

- (1) 投資に関するインドネシア共和国法2007年25号
- (2) 一般的にPenanaman Modal Asing (PMA) 企業と呼ばれる。
- (3) 一般的にPenanaman Modal Dalam Negeri (PMDN) 企業と呼ばれる。
- (4) 日本円では約1億円(1円=100.34412ルピア(2013年7月19日現在)を前提とする。以下でも、この為替レートを用いる。)
- (5) 日本円では約2500万円
- (6) 日本円では約10万円
- (7) ネガティブリストとは、投資法の下位規範である大統領令2010年36号に添付されたリストであり、各業種における外国資本による投資の可否、投資可能な場合の出資比率の上限等について規定するものである。
- (8) なお、上場企業の支配株主が変更する場合にも原則許可の取得が必要とされる(同規則49条3項)。

弁護士  
**梅田 宏康**  
(1983年生)

Hiroyasu Umeda  
直通 / 03-6438-5695  
MAIL / humeda@tmi.gr.jp



### 【主な取扱分野】

IT関連  
東南アジア  
下請法  
アライアンス

M&A  
一般企業法務  
カルテル・談合 / 国際カルテル

### 【登録、所属】

東京第二弁護士会(2010年)

弁護士  
**齋藤 英輔**  
(1984年生)

Eisuke Saito  
直通 / 03-6438-5593  
MAIL / esaito@tmi.gr.jp



### 【主な取扱分野】

一般企業法務  
M&A  
アライアンス  
コーポレート・ガバナンス

起業・株式公開支援  
消費者関連法  
商事関連訴訟  
国際訴訟・仲裁・調停・ADR  
カルテル・談合 / 国際カルテル  
東南アジア  
インドネシア

### 【登録、所属】

東京弁護士会(2010年)

## ベトナムの民事保全・民事執行・担保実行

— TMIハノイオフィス 弁護士 小幡 葉子  
— TMIハノイオフィス 弁護士 塚原 長秋

本稿は、現在のベトナムにおける民事保全・民事執行・担保実行について、ベトナム法令によって概観するものである。経済発展に伴って、ベトナムでも民事に関する紛争も増加しているが、執行制度が不十分であれば、紛争は最終的に解決されない。この意味で本稿に述べる事項は当事者にとって関心があるところと思われる。

### 第1 ベトナム民事訴訟の概要

民主集中制を採用するベトナムの制度では、裁判所の地位は決して高いとは言えず、日本と比べると裁判官の質も低く、腐敗もよく聞かれる。国民の裁判所に対する信頼も決して高いとは言えず、外資企業も裁判を避ける傾向にある。

以下に、民事訴訟法(2004年成立、2011年一部改正)に従い、ベトナムの民事裁判手続の概要を述べる。

紛争が生じると、例外はあるものの原則として権利が侵害された日から2年以内に当事者は提訴しなければならず、事件を受理した裁判所は2ヶ月から4ヶ月の間に公判準備を行い、公判に付すか否かを決定する。ベトナムでは和解が重視されており、この公判準備段階においては和解手続が必ず行われる。公判に付す決定をした場合は、その決定から1ヶ月以内に公判を開始する。公判は1回のみで終了し、即日判決が下るのが通常である。一審判決に不服があるものは控訴でき、控訴審は受理から原則として3ヶ月以内に控訴審の公判を開く。控訴審の判断が最終のものとなる(二審制)。このように

各期間が法定され迅速な裁判が可能であるように思われるが、実際は手続の停止や、次に述べる監督審等、様々な理由で長期にわたる裁判も稀ではない。

ベトナムでは、裁判が確定しても、法令の解釈が誤っていると判断された場合に監督審の申立が行われることがある。この申立権限があるのは裁判所長官や検察院長官であり、当事者はできない。また、その申立期限は、判決確定から3年間とかなりの長期にわたる。

また、裁判所の判断である判例は一部公開されているが、その内容は単に事案内容と結論を述べただけで法的根拠や理由が欠如しているものが多く、予測可能性を得るには不十分である。

### 第2 ベトナムの民事保全

#### ■ 訴訟手続における保全

##### ① 保全手続の類型

日本の仮差押・仮処分にあたる緊急保全処分については、民事訴訟法に以下の13の類型が規定されている。これらは制限列挙と考えられる。

- (i) 未成年者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織を任命
- (ii) 扶養義務の一部事前履行強制
- (iii) 生命、健康が侵害された個人に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
- (iv) 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当ての前払い強制
- (v) 被雇用者解雇の決定執行停止
- (vi) 紛争のある財産の差押え
- (vii) 紛争のある財産の財産権譲渡の禁止
- (viii) 紛争ある財産の現状変更の禁止
- (ix) 付属農作物(主食ではない農作物のこと)又は他の生産物、

商品の収穫、販売の許可

(x)銀行、その他の金融機関、国庫の口座凍結、預託場所の財産凍結

(xi)債務者の財産凍結

(xii)当事者に対し、特定の行為の禁止又は強制

(xiii)法令が定めるその他の緊急処分

上記(i)乃至(v)については、当事者に回復不能の損害が生じる恐れがある場合に適用されるもので、日本の「仮の地位を定める処分」と類似する。(vi)乃至(viii)は、日本の「係争物に関する仮処分」に当たるものと考えられる。また、(ix)は、係争物が収穫期にあり、長期間保存できないもので場合に適用されるもので、禁止された係争物の処分を解除するものと思われる。(x)および(xi)は、日本の「仮差押」に類似する。(xii)は、極めて包括的な規定である。

これらの処分は、通常、当事者(債権者)の申立によるが、(i)乃至(v)については、裁判所の後見的な機能から、その職権によってもなされる。

## ②手続の概要

保全申立の時期についてであるが、通常は、本案の受訴裁判所に申立をする。緊急の場合は、本案提訴と同時に申立ができるが、本案提訴前の申立はできない。

債務者の審尋は行われず、債務者の不服は決定後の不服申立手続による。判断は、迅速になされ、例えば本案提訴と同時に申し立てが行われた場合は、受理後48時間以内になされる。

担保は、(vi)(vii)(viii)(x)(xi)の処分については、必要とされ、その額は債務者が履行すべき財産義務と同額とされる。

処分の決定に対して、債権者、債務者は不服申立決定の受領後3日以内に不服申立ができる。また、債務者は担保を提供すれば保全処分は取り消される。

## ③保全処分の実体的要件

被保全権利の存在については、法文上、(i)乃至(v)は要求しているように見えるが、(vi)乃至(xi)については要求していない。これらは債権者の立担保義務の有無に概ね対応しており、立担保義務のあるものは不当な申立の恐れが少なく、被保全権利の存在の立証を要求しなかったものと思われる。

保全の必要性についての立証は必要であるが、上記それぞれの処分について、例えば、(vi)では、「紛争のある財産の占有者が財産の分散又は損壊行為を行っている根拠がある場合」と個別に示されている。

## ② 仲裁手続における保全

当初に述べたように、外資企業は裁判を避ける傾向にあり、紛争解決の最終的手段としては、仲裁を利用するケースが多い。仲裁手続における保全は、以前は認められていなかったが、2011年から施行されている商事仲裁法は暫定緊急措置を規定した。これによると、紛争当事者は仲裁廷あるいは裁判所に暫定緊急措置を要求できるが、同様の措置を仲裁廷と裁判所の双方に求めることはできない。措置の内容は、以下の5つに分類されている。

(i)紛争のある財産の現状変更の禁止

(ii)仲裁手続に悪影響を与える行為を防止することを目的として、紛争当事者による特定行為の禁止または強制

(iii)紛争ある財産の差押

(iv)紛争当事者の一方又は双方の財産の保存・保管・売却・処分の要求

(v)当事者間での暫定的な金銭支払の要求

(vi)紛争のある財産の権利譲渡の禁止

申請者は、立担保義務がある。措置を受けた者は取消を求めることができるし、解放金を支払って取り消すこともできる。

但し、商事仲裁法は同法施行後に締結された契約についてのみ適用があるため、それ以前に締結された仲裁契約については適用されないことになるので注意が必要である。また、海外で行われる仲裁には暫定緊急措置の適用は無い。

## 第3 ベトナムの民事執行

### 1 民事執行制度の概要

ベトナム民事執行は、民事判決執行法に基づいて、司法省に属する民事判決執行総局一省級執行局一県級執行局により行われる。

執行の対象となる決定・判決は、各級裁判所の判決・決定、国内・国外の仲裁判断、外国裁判所の判決である。

執行申立権は、判決・決定発効日から5年の消滅時効に服する。

### 2 民事判決執行

当事者の申立から強制執行までの流れは、以下のようになる。

①当事者の執行申立

②執行機関:執行決定を発令し、当事者及び利害関係者に執行通知書を交付する。

③執行官:10日以内に執行条件の確認(執行対象となる財産の調査)を行い、裁量により執行対象財産を選定する。また、判決執行のための保全処分を行うことができる(当事者の申立または職権)。

④債務者:執行通知書を受け取ってから15日間の任意履行期間があり、その間に任意に履行しない場合には、強制執行を受ける。

強制執行の種類には次のものがある。

①預金口座からの控除、金銭の徴収、有価証券の回収、所得からの控除

②差押・競売

不動産及び高額(1000万ドン=約5万円以上)の動産の競売は、司法省の認可する競売センター(公営または民営)で、国家資格を有する競売人によって実施される。執行官はそれ以外の財産の競売のみ行うことができる。

③財産強制開発

④物・権利の強制返却・移転

⑤作為・不作為義務の強制執行

### 3 民事判決執行の問題点と課題

現行民事執行制度の問題点としては、

①執行官による執行対象財産の調査:実際には、情報が少なく財産の発見や特定が困難

②執行決定:ただちに債務者を含む当事者・利害関係人に通知されるが、この決定には処分禁止効がなく、保全処分も十分機能していないため、執行通知後の債務者による財産隠匿が多発

③取立訴訟制度がない:執行決定後も金融機関等が債務者である預金者との関係を優先し、預金払い戻しに応じるケースも見られる

④資産評価:特に不動産鑑定の人的・制度的インフラが未整備

⑤不服申立:司法省内の上級機関に対する申立に限られ、司法判断を受けられない

等が挙げられ、今後の立法措置及び運用改善が期待される。

### 4 仲裁判断(国内)の執行

ベトナム国内の仲裁判断を受けた場合、執行機関に対して執行申立できる。ただし、アドホック仲裁の場合には事前に裁判所における登録が必要である。

### 5 外国判決の執行

外国判決は、相手国が判決承認に関する条約の締結国である場合(旧社会主義国など。日本との間では未締結)またはベトナム裁判所の判決を承認する場合(相互主義)に承認されるが、事案も少なく、実際には困難である。

### 6 外国仲裁判断の執行

外国仲裁判断は、仲裁地国がニューヨーク条約加盟国である場合、またはベトナム仲裁判断の執行を認める場合(相互主義)、ベトナムで執行することができる。

当事者は、司法省に対して外国仲裁判断の承認・執行を求める申立を行い、司法省が裁判所に事件を送付、裁判所が承認の可否を判断する。不承認事由として、仲裁判断に瑕疵がある場合のほか、ベ

トナム裁判所の判断に基づく場合(紛争がベトナム法によれば仲裁により解決できない場合及び承認・執行がベトナム法の原則に反する場合)がある。このうち「ベトナム法の原則に反する場合」の解釈が明確ではなく、過去には不承認事案が見られたが、近時は承認されるケースも出ている。

## 第4 ベトナムの担保権実行

### 1 担保制度の概要

ベトナム民法及び担保取引に関する政令は、質・抵当・手付・寄託・供託・保証・信用による担保の各類型についての規定を置く。そのうち抵当権は、以下のような性質・特徴を有する。

- ①目的となる財産: 不動産、動産、土地使用権、債権、その他の債務者の所有財産。将来形成される財産(建設中の建物、将来債権など)を含む
- ②物上保証: できない(目的財産は債務者の所有財産に限る)
- ③効力要件: 文書による設定行為、不動産の場合は公証、土地使用権/航空機・船舶/複数の担保権設定などの場合は登記・登録が要求される。
- ④複数の担保設定: 担保価値に余剰があれば可能
- ⑤目的財産の第三者への譲渡: 抵当権者の合意があるか、性質上認められる場合のみ認められ、それ以外の場合は譲渡不可。抵当権は代金請求権等の上に存続(物上代位)。
- ⑥土地使用権についての特則: 抵当設定者は抵当権者に対して、土地使用権証書を交付しなければならない(事実上、後順位抵当権の設定が困難である)。

### 2 担保権の実行

担保権実行方法は、当事者の合意によって定めるが、合意がない場合には法令に基づく競売により換価される。

#### ①競売

競売人が実施し、個々の事案について裁判所や司法省などの監督は行われない(不正行為がある場合には事後的な行政制裁がある)。

複数の担保権が設定されている場合、優先順位に従って担保権実行者が他の担保権者に清算金を支払う。

#### ②それ以外の方法

任意売却、流担保(担保権者が目的財産を取得)その他合意による方法をとることができる。担保財産の価値に余剰がある場合には差額を清算しなければならない。

### 3 担保処分のための担保財産の差押え

担保権実行の通知を受けた担保財産保管者(担保設定者または第三者)が任意に担保財産を引き渡さない場合、担保権実行者は、自力で担保財産を差し押さえるか、裁判所に救済を求めることができる。

### 4 問題点と課題

担保法制は、実体規定・手続規定とも不十分であり、運用の実態も明らかではない。現在司法省が行っている民法改正起草作業においても論点となっているが、信用制度を支えるインフラとしての担保法制の整備が待たれるところである。

以上

弁護士  
小幡 葉子  
(1960年生)

Yoko Obata  
代表 / +84(0)4-3826-3826  
MAIL / yobata@tmi.gr.jp



#### 【主な取扱分野】

一般企業法務  
行政訴訟  
民事事件  
商事事件  
会社法に関する紛争  
裁判外紛争処理手続き  
一般民事全般

#### 【登録、所属】

東京弁護士会(1992年)  
ベトナム外国弁護士(2013年)

弁護士  
塚原 長秋  
(1954年生)

Nagaaki Tsukahara  
代表 / +84(0)4-3826-3826  
MAIL / ntsukahara@tmi.gr.jp



#### 【主な取扱分野】

民事事件  
商事事件  
国際企業取引  
海外M&A

#### 【登録、所属】

愛知県弁護士会(2013年)  
ベトナム外国弁護士(2013年)

### 顧問紹介

弁護士 半田 正夫

Masao Handa  
直通 / 03-6438-5673  
MAIL / mhanda@tmi.gr.jp



1956年北海道大学法学部卒業。1974年青山学院大学教授、1987年同法学部長、1990年同図書館長、1998年同総合研究所長、1999年青山学院大学長、2004年青山学院常務理事、2008年青山学院院長代行、2010年青山学院理事長(2012年3月まで)。法学博士。公益社団法人日本複製権センター理事長、放送倫理・番組向上機構(BPO)評議員会議長、日本テレビ番組審議会委員を兼任。2012年TMI総合法律事務所顧問弁護士に就任。

弁護士で推理作家の中嶋博行の小説「遠法弁護」に弁護士100名を擁する巨大ローファームの話が出ている。これを読んだのは今から20年ほど前であるが、その時にはこれはあくまで架空の話であって、日本にはまだこのようなローファームは存在しないし、自分のようなものが日本に現れることはまずないと思い込んでいた。それが、昨春、TMIにご厄介になるにおよんで、認識を一新させられ、小説の世界がここにあると思いついた。広い執務スペースで整然と仕事に取り組む所員の姿に接するにつけ、その規模の大きさとばかりしれないエネルギーのうねりを体感し、驚いているしである。私のこれまでの40年以上に及ぶ大学教員生活とは全く異なる環境に身を置き、大いに刺激を受けている昨今である。

### 顧問紹介

弁護士 北井 久美子

Kumiko Kitai  
直通 / 03-6438-5431  
MAIL / kkitai@tmi.gr.jp



私は、大学在学中に司法試験に合格しましたが、卒業後、労働省に入省する道を選び、30余年の間、職業安定、雇用均等などの分野で政策の立案や実施に携わった後、昨年、弁護士登録をしました。今日、社会経済情勢が刻々と変化するなかで、労働法制もめまぐるしく制定・改正がなされております。皆様におかれても、こうした法令・通達を理解し、労働紛争の未然防止、あるいは仮に紛争が生じた場合でもその損失を最小限に止めるために適切な措置を講じていただくことが、ますます重要になっていることと存じます。改正のたびに法令の条文が複雑・難解になっていくのは困りものですが、私も皆様のお役に立てるよう、引き続き研鑽に努めてまいります。

1976年4月労働省入省、以後、滋賀県商工労働部職業安定課長、労働省大臣官房総務課課長補佐、職業安定局地域雇用対策課長、婦人局婦人福祉課長、婦人政策課長などを経て、1999年静岡県副知事、2003年厚生労働省大臣官房審議官、2005年雇用均等・児童家庭局長、2006年中央労働委員会事務局局長等を歴任し、2007年8月退官。同年中央労働災害防止協会専務理事、2011年(株)NTTデータ経営研究所顧問、弁護士法第5条研修修了、2012年4月第二東京弁護士会登録、同月TMI総合法律事務所顧問弁護士に就任。

本ニューズレターで採り上げて欲しいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部:TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長:tnakada@tmi.gr.jp 03-6438-5534(直通)/TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 中田 俊明